

**(10) 障害学生支援室****① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

障害学生支援室は、関係組織と連携を図りながら障害学生への全学的な支援体制を強化し、もって障害学生の円滑な修学に寄与することを目的として平成 28 年 4 月 1 日に設置された。

また、同支援室は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行（平成 28 年 4 月 1 日）に伴い制定した「国立大学法人上越教育大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応規程」において、障害学生の相談窓口として位置づけられている。

同支援室の業務内容は次のとおりである。

- i) 障害学生の支援方法及び支援制度に関すること。
- ii) 入学前の修学相談に関すること。
- iii) 障害学生のニーズの把握に関すること。
- iv) 障害学生に対応した施設等の整備に関すること。
- v) 障害学生支援情報等の公開及び支援の啓発に関すること。
- vi) 学内関係組織及び学外関係機関等との連絡調整に関すること。
- vii) その他障害学生の支援に必要な事項

**イ 組織の構成及び構成員等**

障害学生支援室は、室長及び室員で組織されており、室長は学長が指名した副学長、室員は、コーディネーターとして学長が指名した教員及び学長が指名した事務系職員並びに障害学生支援室コーディネーター（非常勤職員）で構成されている。

**② 運営・活動の状況****ア 委員会等の開催状況**

令和 4 年度は、障害学生支援室会議を 1 回、障害学生毎に設置した障害学生支援連絡会議を 19 回開催した。（書面審議を含む）

**イ 審議された主な事項**

- i) 障害学生支援室会議
 

審議事項はなく、以下の事項について報告・説明を行った。

  - ・ 令和 4 年度合理的配慮の合意形成
  - ・ 第 4 期中期目標期間の業務実績に係る自己点検・評価報告書
  - ・ 令和 5 年度学長裁量経費による取組計画
  - ・ 障害学生支援室の整備
- ii) 障害学生支援連絡会議
  - ・ 障害学生（10 人）からの合理的配慮申請に対する支援内容

**ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等**

- i) 障害学生からの合理的配慮申請に基づき、合理的配慮の合意形成を行い、学内の関係組織との連携により当該障害学生の修学支援、生活支援を実施した。
- ii) 聴覚障害の学生を支援するボランティア学生に関する説明会を 4 月に実施するとともに、パソコンテイク・ノートテイク学生を対象として、テイクスキル向上のための研修会を実施した。

- iii) 障害学生支援業務について学内支援体制の強化を図るため、令和4年12月から専任の障害学生支援室コーディネーターを配置した。
- iv) 障害学生の修学環境の整備を図るため、保健管理センター講堂側入口にスロープを設置し、大学構内の施設のバリアフリー環境を整備した。

### ③ 優れた点及び今後の検討課題等

新入生を主な対象として障害学生に係るワークスタッフ説明会を実施するとともに、パソコンテイク・ノートテイク研修会を開催した。

聴覚障害学生への修学支援として、パソコンテイク・ノートテイク、手話通訳を配置するとともに、補聴補助システム「ロジャー」を授業の情報保障の手段として実施した。

障害学生の修学支援・環境整備に関して、令和4年度障害学生支援等経費において、専任の障害学生支援室コーディネーターを配置し、障害学生支援業務について学生支援体制の強化を図るとともに、大学構内の施設のバリアフリー環境を整備した。